

わたしたちの手で あわせをひとつに

だい しょう
第65集



テーマ

【第1章】「こども基本法」について学ぼう

【第2章】人権・同和問題について学ぼう

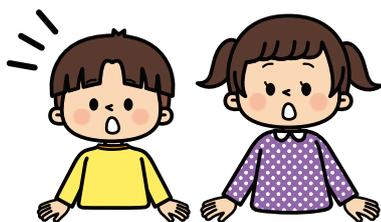
【第1章】「こども基本法」について学ぼう

① こども基本法ってなあに？



こども基本法とは、こどもに関する取組である「こども施策」を進めるために令和5年4月にこども家庭庁がつくった法律です。

すべてのこどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせる社会を目指してつくられました。



そうなんだ。「こども施策」って、どんなことをするの？

こどもの居場所づくりやいじめ対策など、こどもがおとなになるまでの心や身体の成長をサポートすることです。

また、子育てしやすい環境づくりや相談窓口の設置などをして、子育てする人たちをサポートします。



何歳までが「こども」なの？

こども基本法では、年齢は決めていません。心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。

では、このこども施策の6つの大切な考え方を紹介します。

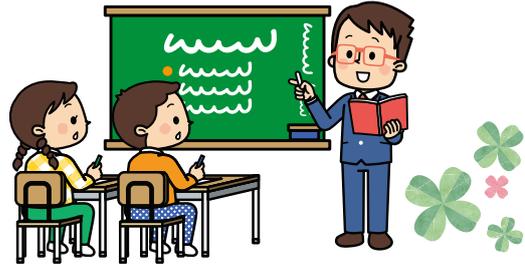
※「こども基本法」では、子どもの表記を「こども」としています。

こども施策が大切にしている6つの考え方

1 すべてのこどもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと



2 すべてのこどもが大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、
保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること



3 すべてのこどもが、
年齢や成長の程度に合わせて、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
さまざまな活動に参加できたりすること



4 すべてのこどもの意見が年齢や
成長の程度に合わせて、大事にされ、
こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること



5 子育てをしている家庭のサポートが
十分に行われること、
家庭で育つのが難しいこどもに
家庭と同じような環境が用意されること



6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること



② 「こども基本法」を知るうえで とても大切な「児童の権利に 関する条約」について知ろう



「児童の権利に関する条約」を、日本を含めて
196の国と地域が締結しています。

この条約には、児童の権利を守る4つの原則が
あります。

こども基本法でも、「児童の権利に関する条約」
の4つの原則を重要な要素として記しています。
次のページで説明します。

世界中の
子どもの権利が
認められるように
なりました

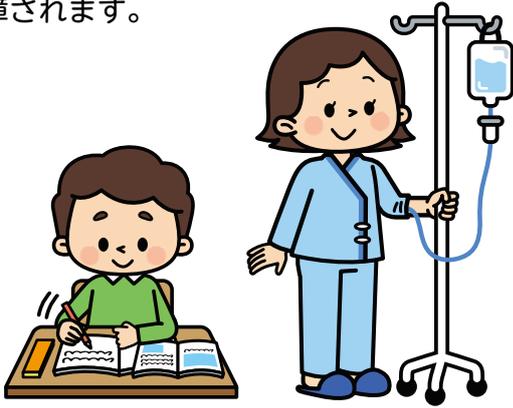


「児童の権利に関する条約」の4つの原則

～子どもの権利を考えるときに忘れてはならない4つのポイント～

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



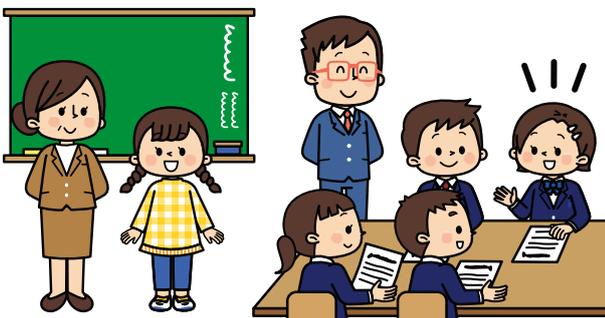
子どもにとって最もよいこと

子どもに關することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の詳細は、
日本ユニセフ協会ホームページをご覧ください。

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



③ 子ども施策に、子どもや若者は意見を言えるの？



みなさんから聴いた意見を大事にして、子ども施策を進めていきます。



でも、意見はどうやって言うの？



- インターネットを使ったアンケート
- 行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組
- おとなの会議への子どもや若者のみなさんの参加
- 子どもや若者を対象としたパブリックコメント(国や都道府県・市区町村が意見を募集すること)などを、考えています。



きいた意見は
どうなるの？



たとえば、聞いた意見をこども家庭
審議会などに届けます。
そして、国や都道府県・市区町村
は、こども施策の目的を踏まえ、聞いた
意見が実現できるかどうかを考え
ながら、こども施策に取り組んでい
きます。

こども施策はどう
やって進めていくの？



具体的には、国は、こどもの意見
を取り入れながらこども施策の基本
的な方針(こども大綱)をつくります。
この基本方針(こども大綱)をもと
に、都道府県や市町村が「こども計
画」をつくり、社会全体でこども施
策に取り組んでいきます。

こども基本法は、令和5年4月に施行されたばかりです。
国も、今、こどもの意見をどのように取り入れたらよいのか、
意見反映の方法を検討しています。
今後、国からどんな意見反映の提案があるのか、よく見てお
きましょう。
そして、意見が言えるようになった時、こどものためになる
意見をしっかり伝えましょう。



1

差別の歴史認識の今昔

お父さん、小・中学校で部落差別について習ったんだけど、部落差別はどんなことか、知ってる？



ああ、知っているよ。部落差別とは、住んでいる場所や出身地を理由に差別される日本特有の人権問題だね。

では、いつごろから部落差別が始まったか、知ってる？



江戸時代はじめての支配者が、自らの権力を維持・安定させるために、特定の人々を特定の場所に住ませたことから始まったんじゃない？



昔は、そう教えられたと聞いたけど、今は江戸時代より前に始まったとされているんだ。それには平安時代頃からの「けがれ」をおそれる考えに関係しているんだって。

「けがれ」とは、どういうこと？



天変地異・死・出血・火事・犯罪など、通常の状態に変化をもたらす出来事に関わることを「けがれ」と言ったんだよ。

「けがれ」をおそれる考え方は、平安時代から強まり、「けがれ」を清める力を持つ人々が必要とされていたんだ。だけど、清める力を持つ人々は、異質な存在として、差別を受けるようになったの。これが部落差別につながっていたんだ。

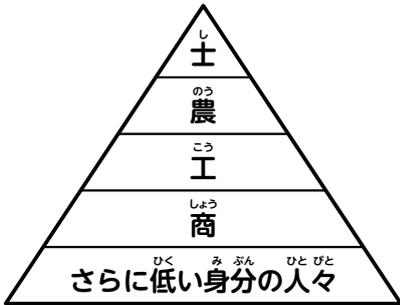
だから、江戸時代より前に始まったと考えられているんだよ。



どう お父さんが歴史を習った時、身分制度は
どんなふうに習ったの？

… 変わる身分制度の歴史認識 …

江戸時代の身分制度について、こんな風に教わりませんでしたか？



かつては、身分制度の支配関係、上下関係を表す用語として「士農工商」という表現が使われ、「士」は武士、「農」は百姓、「工」は職人、「商」は商人、その下にさらに低い身分の人々がいて、差別をされていたとされ、左のようなピラミッド型で教科書でも教えられていました。

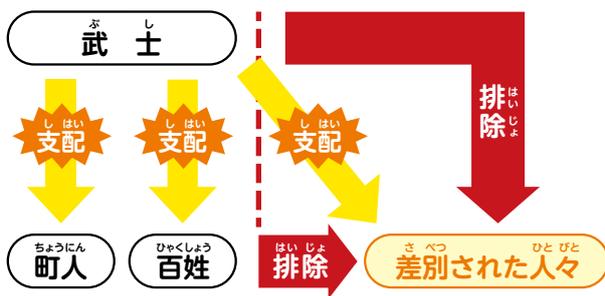


「士農工商」について研究が進んでいく中で、「農」が「工商」より上位にあるというような関係ではなく身分が対等であったことや、「士農工商」は中国の「漢書」にあり、身分を表すものではなく職業名を表すものであったことなど、江戸時代の身分制度に対するとらえ方が変化していきました。
今の教科書では、次のように説明しています。

江戸幕府は社会の安定化を図るために、17～18世紀にかけて武士と百姓・町人の身分を区別するしくみを固めていきました。

町に住む人々は町人、村に住む人々は百姓と身分が固定されていきます。そして、この過程で、百姓や町人に組み入れられなかった一部の人は、差別されることになりました。

【新しい身分図式】



差別された人々は、農林漁業を営みながら、皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄作り、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。他にも、町や村の警備・芸能などの仕事をする人もいました。社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていました。



なるほど！歴史認識は、変わっているんだね。常に勉強が必要ってことだ。
では、太宰府市内の小・中学校では、どんなふうに教えているのかな？

② 太宰府市内の小・中学校での 人権・同和教育の推進

社会科カリキュラム

太宰府市では、部落差別を許さない人権感覚を持つ児童・生徒を育てるために、人権に視点をあてた「社会科カリキュラム」を作成しました。人権に視点をあてた「社会科カリキュラム」は、小学6年生から中学3年生までの社会科の時間に行っています。

時代	単元
へいあん 平安	貴族の暮らしと日本風の文化
むろまち 室町	室町文化と力をつける人々
えど 江戸	幕府の政治と人々の暮らし
	新しい文化と学問
めいじ 明治	明治の新しい国づくり
たいしょう 大正	近代国家をみざして
げんだい 現代	わたしたちの暮らしを支える政治

時代	単元
むろまち 室町	人々の結び付きが強まる社会
えど 江戸	天下泰平の世の中
	開国と幕府の終わり
めいじ 明治	明治政府による「近代化」の始まり
たいしょう 大正	高まるデモクラシーの意識
げんだい 現代	基本的人権の尊重

「社会科カリキュラム」の作成は、教職員の人権感覚や同和問題に対する正しい認識を高めることにもつながっています。

出前講座

出前講座を希望される小・中学校には、学校教育課・社会教育課・人権政策課の職員が伺います。小学校では、『わたしたちの暮らしを支える政治』の単元で、市が行っている人権教育・啓発に関する事業を紹介しています。

昨年度、人権作品の募集を行ったところ、人権作文や人権ポスター・人権標語などの応募がありました。その中で、みなさんの学校の昨年度の6年生のお友達が入選しましたよ。



出前講座の授業では人権教育・人権啓発事業をカレンダーに表し、一つ一つていねいに説明しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民講演会				開催								
人権講座「ひまわり」					2回	1回	2回	1回	1回			
人権啓発冊子										配布	配布	
人権コラム		掲載		掲載		掲載		掲載		掲載		掲載
人権作品募集				募集	→	審査	決定				展示	
街頭啓発				配布					配布		配布	
人権相談 毎月第2金曜	→											
出前講座		授業	→									
人権まつり											開催	

出前講座を受けた6年生の感想

私は、今日の学習で太宰府市がたくさんの取組を行っていることを初めて知って、おどろきました。取組を市民に知らせて、みんなで考え自分ができることを実践していくことが大切だと学べたので良かったです。これから、人権まつりや講座などに参加して自分の考えを深めたり、ポスターを描いて思いを伝えたりしていきたいと思いました。また、積極的にあいさつをしたり、人の気持ちを考えた言葉を使ったりすることも意識して生活していきたいです。



この出前講座では、太宰府市の人権に関する取組を理解し、市民生活における太宰府市の政治の働きを考えると、太宰府市でのよりよい社会の実現を考え、学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うことをねらっています。

市として伝えたいこと

太宰府市は、他者を思いやり、共に生き支え合う心と人権を尊重する市民の育成を1つの目標にしています。

その目標を達成するために、人権を尊重するまちづくりを施策としています。特に、学校教育においては、命の大切さを学び、人権尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図っています。また、太宰府市学校教育重点目標の中の1つとして、「社会科カリキュラム」の授業実践の促進を掲げています。

この取組を通して、部落差別に対する科学的認識に立って、真に差別をなくしていく意志と実践力を持った児童生徒の育成を図っていきます。

私たち一人一人が、同和問題（部落差別）を自分ごととしてとらえ、自分たちにできる差別をなくす取組を実践していくことが大切だと考えます。みんなで差別のない太宰府市をめざしていきましょう。

市で行っている人権に関する相談窓口

相談

人権相談 (人権政策課)

TEL : 092-921-2121

人権擁護委員による人権 (悩みごと) 相談を実施しています。

差別、いじめ、暴力、虐待、セクハラなどのさまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

生活の困りごと相談 (生活支援課)

TEL : 092-921-2121

家計 (お金) に関する相談、就労相談、生活相談など、日常生活での困りごとについて、専門の相談員がお受けします。借金を何とかしたい、生活資金がない、仕事が見つからないなどの相談をお受けします。

子ども発達相談室 (きらきらルーム)

TEL : 092-408-9050

太宰府市在住の未就学児 (小学校入学前) の発達の不安や悩みについて、専門のスタッフが随時相談をお受けします。

女性相談 (人権政策課)

TEL : 092-921-2121

配偶者や恋人などから受ける暴力に関することやさまざまな困難を抱える女性のための相談を、専門の相談員がお受けします。この他にも、いろいろな事業を実施しています。

小中学校での人権学習

(9ヶ年カリキュラム・社会科カリキュラム)

太宰府市では、差別を許さない人権感覚・豊かな人権感覚を育むために、「9ヶ年カリキュラム (小1~中3)」では、心身の発達段階に応じた人権全般を学習し、「社会科カリキュラム (小6~中3)」では、各学年に応じた部落差別に対する科学的認識を身につける学習を行っています。

同和問題啓発強調月間市民講演会

福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、県内各地でさまざまな啓発イベントを実施しており、太宰府市でも同和問題をテーマとした市民講演会を実施しています。

人権講座ひまわり

同和問題をはじめ、女性問題、障がい者問題、ハンセン病問題など、さまざまな人権問題について、市民講座を開設し、「学び」や「気づき」の場を提供しています。

男女共同参画市民フォーラム

毎年12月の人権週間に合わせて、男女の性別を問わず、誰もが個人として尊重され、いきがいを実感できる社会を実現するため、市民啓発事業を実施しています。

人権教育・人権学習講師派遣

市民からの依頼を受けて、人権に関する講師を派遣し、太宰府市が差別的解消に向けて、どのような取り組みを行っているかをお話しします。

教育・啓発

お問い合わせ

太宰府市教育委員会 社会教育課 教務係 人権・同和教育担当

太宰府市 人権政策課 人権・同和政策係

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号 TEL:092-921-2121

過去の啓発冊子などは市ホームページで公開中

